

令和6年7月16日

各位

東京都防水工事業協会

## 令和6年度後期防水施工4作業技能検定試験受検希望調査の件

今年度の“アスファルト”“合成ゴム系シート”“塩化ビニル系シート”“改質アスファルトシートトーチ工法”4作業の技能検定実技試験は、当協会が実施いたします。つきましては、(別添)の受検資格表を熟読の上、貴社所属の受検希望者を取り纏めてから来る8月20日(火)までに、下記QRコードよりご回答くださるようお願い申し上げます。

なお、正式の受検申請手続きのご案内は、受検希望者が所属する貴社宛に改めて(9月上旬頃)ご連絡いたします。

**\*本年度も作業によっては、日程の都合上人数制限を行う可能性がありますので、出来る限り正確な情報提供をお願いいたします。**

### 記

#### 1. 実施日程

- (1) 実技試験の実施 令和7年1月中旬～1月下旬の予定です。
- (2) 学科試験の実施 令和7年1月下旬～2月上旬の予定です。

#### 2. 受検資格

別紙の通り

#### 3. 補足事項

##### (1) 学科試験

既に学科試験に合格されている方は、次年度以降の学科試験は免除となります。また、当該作業名以外の防水工事作業で、1・2級の学科試験に合格している方は、それぞれの級の学科試験が免除となります。申請時に間違いのないように注意して下さい。

##### (3) 受検写真の準備

正式な申請書に添付する写真は2枚(実技免除、学科のみの方は1枚)必要ですので、お早目に準備しておいて下さい。(写真の大きさは、たて5cm×よこ4cm)

- (4) ご不明の点がありましたら、協会事務局(TEL: 03-5833-2780)までお問合せ下さい。

以上

お申し込みはこちらから



都防協 HP にも掲載しています。  
東京都防水工事業協会  
([toboukyo.com](http://toboukyo.com))

# 5

# 受検資格一覧表

下表の要件を備えている方が受検できます。なお、「実務の経験年数」とは受検する職種に関する実務経験のことを指し、申請受付期間の最終日で算定します。

(単位 年)

受 検 対 象 者		特 級 ※1	1 級		2 級		3 級 (※4)	単 一 等 級		
		1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後					
実 務 経 験 の み			7			2	※9	3		
検 定 職 種 に 関 する 学 科、 訓 練 科 又 は 免 許 職 種 に 限 る	専門高校卒業 ※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0	0	1		
	短大・高専・高校専攻科卒業 ※2 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0	0	0		
	大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) ※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0	0	0		
	専修学校(※5)又は 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定した ものに限る) ※6	800h以上	5	6	2	4	0	0	※8 1	
		1,600h以上	5	5			0	0	※8 1	
		3,200h以上	4	4			0	0	※8 0	
	短期課程の普通職業訓練修了 ※3 ※10	700h以上	6	6			0	0	※7 1	
	普通課程の普通職業訓練修了 ※3 ※10	2,800h未満	5	5			0	0	1	
		2,800h以上	4	4			0	0	0	
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練 修了 ※3 ※10		3	3	1	2	0	0	0	
	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練 修了 ※10				1		0	0	0	
	指導員養成課程の指導員養成訓練修了 ※10				1		0	0	0	
	職業訓練指導員免許取得				1		—	—	—	0
	高度養成課程の指導員養成訓練修了 ※10				0		0	0	0	

- ※ : 表中の□内の数字は、学校卒業後、訓練修了後及び免許取得後からの実務の経験年数。  
大学、高等学校などに在学時(学生時)のアルバイトは実務経験とみなしません(定時制等を除く)。
- ※1 : 特級申請時には受検区分に関わらず当該職種1級合格証書のコピー(A4縮小推奨)を同封すること。
- ※2 : 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- ※3 : 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- ※4 : 3級技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者、検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者及び「3級の技能検定の受検資格付与に係る確認書」の交付を受けた者も受検できる。
- ※5 : 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程以外の専修学校
- ※6 : 専修学校(※5)、各種学校については、厚生労働大臣が指定した施設で、かつ受検する職種に関する学科についても厚生労働大臣が指定したものに限られます。詳しくは当協会までお問合せ下さい。  
なお、下記のHPで詳細がご覧になれます。  
【厚生労働省】検定職種のHP  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syokunou/ginou/aramashi/kansuru.html>
- ※7 : 総訓練時間が700時間未満のものを含む。
- ※8 : 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- ※9 : 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする(申請書「職歴欄」に記入すること)。
- ※10 : 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。